浦安市東野地区複合福祉施設通所棟自動販売機設置事業者募集要項

1. 目的

この要項は、東野地区複合福祉施設通所棟内において、利用者が利用する飲料自動販売機(以下「自販機」という。)の設置事業者を選定するために、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の入札に参加しようとする方は、この要項をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2. 自動販売機設置公募物件

物 件 名:浦安市東野地区複合福祉施設(東野パティオ)通所棟

住 所:浦安市東野1-9-3

施設概要:身体障がい者福祉センター、ソーシャルサポートセンター、地域福祉センター(福祉目的の会議室等貸出事業)など複数の機能を持つ複合福祉施設(4 階建て)

利用人数:1日あたり150名~200名程度

開館 日:月~土(祝日除く) ※日曜日は利用予約があれば開館

設置場所:下表のとおり

物件	設置場所	設置許容範囲	予定価格率	基本貸付料	台数
番号		(幅cm×奥行cm×高さcm)	(売上手数料率)	(年額)	
1	1階廊下	145×80×210	20.0%以上	43,720 円	1台
2	3階給湯室	100×80×260	20.0%以上	30,150 円	1台

- (1) 設置場所等の詳細は、別添の平面図を参照してください。
- (2) 缶、ペットボトルの自販機とします。
- (3) いずれも酒類、エナジードリンクの販売は不可とします。
- (4) 平面図と現地に違いがある場合は、現地に合わせていただきます。
- (5) 設置許容面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースも含みます。

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 法人市民税(個人にあっては住民税)を滞納していないこと。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 過去2年間において、自販機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)の 実績を有していること。

- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員等でないこと。
- (8)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす 団体に属する者でないこと。また、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関 する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及び その構成員ではないこと。

4. 契約上の主な条件

(1)貸付契約の内容

本件の契約については、地方自治法第 238 条の4第2項第4号の規定に基づく貸付契約です。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和7年11月1日から令和10年10月31日までの3年間です。(設置及び撤去に要する期間を含みます。)

(3)貸付料等

①貸付料

物件番号ごとに、本市が設定する基本貸付料(月額)及び本市が設定する予定価格率以上で最高の売上手数料率(落札料率)に毎月末締めの自販機の売上金額(税抜き)を乗じて得た金額に消費税等相当額を加算した金額(1円未満は切り捨て。以下「売上手数料」という。)をもって貸付料(月額)とします。本市が発行する納入通知書により、本市が定める期日までに納入してください(3か月に1度)。

②光熱水費

自販機設置に係る電気・水道等の光熱水費については設置事業者の負担とし、本 市が発行する納入通知書により、指定された期限までに納入してください(3か 月に1度)。使用分の料金については、当該自販機用の個別メーター(積算電力計 等)を、設置事業者の負担により設置し、本市へ使用電力等を報告してください。 料金は次の算定方式により算定します。

※ 月額電気使用料金 = 電気料単価(基本料金を含む)(税込)

× 個別メーターの月間消費電力量

③その他必要経費等

自販機の設置、撤去等及び維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とします。

④遅延損害金

受託者の責に帰すべき事由により、納入通知書により指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該納入金額に納入

期限の翌日における民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条に定める法定利率で 算定した遅延損害金(100 円未満の端数があるときは切り捨てる。)の賠償を請求 することができるものとします。

(4)貸付上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ①貸付物件を自販機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ②自販機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ④酒類及びその他類似品の販売をしないこと。

(5) 設置する自動販売機

- ①本体規格については、設置許容面積以内で、ユニバーサルデザインの機種とする こと。
- ②自販機の設置に当たっては、転倒防止等の安全に十分注意すること。
- ③省エネルギー(ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習 省エネ、真空断熱素材、ピークカット等)の機種とすること。
- ④フロン・代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。
- ⑤500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること (新硬貨・新札に対応可能な機種とすること)。電子マネー (カード及びスマートフォン決済) が利用できること。
- ⑥大規模災害時には、本市と締結した「災害時における自動販売機商品の無償提供 に関する協定書」に基づき、販売品を無償で提供すること。その場合、自販機の 取扱について市に助言または自販機の操作を行うこと。

(6)維持管理責任

次の事項を遵守してください。

- ①商品については、多様な飲料商品を幅広く取り揃えること。また、時節に応じた 商品対応を行い(冬季には温かい飲料を設置するなど)、適時、商品の見直しを図 ること。
- ②自販機の維持管理は、設置事業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、1週間に最低1回以上、商品の在庫状況を調査・確認し、常に売切れ状態がないこと。

また、1週間に最低1回以上、売上状況を調査・確認し、代金回収を行うととも に、常につり銭切れの状態がないこと。

原則として自販機1台に対して1個の割合で、販売する飲料の容器の種類に応じた空き容器分別回収ボックスを市の指示に従い設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルをすること。

- ③売上実績(売上個数、金額等)及び売上手数料を本市が定める期日までに毎月報告するものとする。
- ④衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、 関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

⑤自販機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については設置業者の責任において速や かに対応するものとし、連絡先を見やすい位置に明記すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復をすること。 既存の自販機との入替となるものについては、設置事業者は、市と協議のうえ、 基本的に貸付期間満了日までに入替を行うこと。なお、設置事業者は原状回復に かかった費用及び補償を市に請求することはできない。

5. 入札参加申込等

申込みにあたっては、本要項を熟読し契約条件等、確認の上、お申し込みください。

- (1) 申込受付期間及び提出場所
 - ①期 間 令和7年9月22日(月)~令和7年10月3日(金) (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
 - ②時 間 午前8時30分~午後5時(正午から午後1時の間を除く。)
 - ③場 所 浦安市福祉部障がい事業課 (〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市役所3階)

(2) 提出書類

- ①入札参加申込書(兼受付書)(様式1)
- ②印鑑証明書
- ③委任状(様式3)
- ④証明書類

ア 法人の場合

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書:発行後3か月以内)
- ・国税の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書)
- ・法人市民税の納税証明書(浦安市内に本社又は支店・営業所等がある法人については、直近2年度分の未納税額がない証明書)

イ 個人の場合

- 住民票
- ・国税の納税証明書(所得税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書)
- ・住民税の納税証明書(浦安市民の方については、直近2年度分の未納税額がない証明書)
- ⑤直近2年度における自販機の設置を行った実績を証明する書類(様式2、使用許可書、契約書等の写し等)
- ※ 証明書類として提出いただく書類は、いずれも発行後3か月以内のもの(複写したものは不可)とします。ただし、⑤の書類は除きます。

(3) 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、申込受付期間中に浦安市福祉部障がい事業課まで持参又は簡易書留にて郵送 (令和7年10月3日(金)午後5時必着)で

提出してください。持参の場合も、令和7年10月3日(金)午後5時までに提出がない場合は、受付できませんので、あらかじめ余裕を持って早めに提出してください。 また、持参の場合は、持参された方のお名前等を確認させていただきますので、ご 了承ください。

(4) 受付

提出すべき書類が整っている場合で、持参された方には、直ちに入札参加申込書に 市の受付印を押印したものの写しをお渡します。また、郵送の場合は、受付後速や かに、写しを返送いたします。

6. 入札参加資格の審査及び通知

市において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書の「連絡用メールアドレス」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に送信します。

送信予定日 令和7年10月6日(月)

7. 質問及び回答

- (1) 質疑期間 令和7年10月6日(月)から令和7年10月9日(木)午前9時まで
- (2)質疑方法 質問事項は、質問書(様式7)に必要事項を記入し、下記メールアドレス宛に電子メールで提出してください。

件名を「東野地区複合福祉施設自動販売機設置質疑について」として 下さい。

質問受付電子メールアドレス shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

(3)回 答 質問に対する回答は、令和7年10月15日(水)から浦安市ホームページで公表します。

8. 入札及び開札に関する事項

- (1) 入札の日時及び場所
 - ①日 時 令和7年10月20日(月)午後2時から
 - ②場 所 浦安市役所 4階 S1会議室
- (2)入札当日に必要なもの

必要な書類がない場合又は書類に不備等があった場合、入札に参加することができなくなりますので、十分確認のうえ、不備等のないようお願いします。

<入札に必要な書類等の説明>

- ・入札書(様式4) 物件番号ごとに作成し、封筒に封入すること。
- ・入札書を入れる封筒(様式6) 形状は定型封筒とする。
- ・入札参加申込書(兼受付書)の写し 事前に参加申込みした時の受付書の写し
- ・委任状(様式3) 代理人が入札に参加する場合に必要(申込みの時点で提出してある場合は不要)
- ①入札は、代理人に行わせることができますが、この場合、委任状が必要になります。

ただし、法人がその社員に委任する場合は不要です。

- ②委任状は、本人(委任者)及び代理人(受任者)の実印の押印が必要となります。
- ③委任状がない代理人による入札はできません。
- (3)入札及び開札の方法等
 - ①入札開始の15分前から入室し、入札参加申込書(兼受付書) (受付印を押した写し)、代理人の方は、委任状(原本)を提出してください。
 - ②入札の当日出席しなかった者又は入札の締切り時間に遅刻した者は、棄権とみなします。
 - ③入札参加者は、入札執行に関し、市の担当職員の指示に従わなければなりません。
 - ④所定の入札書に、入札者の住所及び氏名(法人にあっては名称及び代表者名)を記入の上、必ず印鑑証明書に登録された印鑑(代理人の場合、委任状に押印されている代理人の実印)を押印してください。
 - ⑤入札書記載売上手数料率は、算用数字を用いて小数点以下第1位まで記入してください。
 - ⑥物件番号ごとに入札し直ちに入札参加者立会いのもと開札を行い、落札者が決定した後、次の物件へ進むものとし、物件番号1⇒2の順番で行います。
 - ⑦入札は、入札書を封かんし、入札箱にご自身で投函していただきます。 入札書を定型封筒(長形3号など)に入れ、封をしたうえ、割印を上中下3か所に 押印(印鑑証明印)するとともに、封筒表面に「物件番号」、「住所」、「氏名(又は 法人名及び代表者職・氏名)」を油性黒ペンで記入したものを、持参により提出す ることとします。
 - ⑧投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
 - ⑨入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。
- (4) 落札者の決定方法
 - ①落札者の決定は、物件ごとに設定されている予定価格率以上で最高の売上手数料率 をもって入札した者を落札者として決定します。
 - ②落札者となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、市職員の立会いのもと、 くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) 落札料率及び貸付料(月額)の決定

入札書に記載された売上手数料率をもって落札料率とします。

本市が設定する基本貸付料及び毎月末締めの自動販売機の売上金額(税抜き)に 売上手数料率の落札料率を乗じて得た金額(1円未満は切り捨て)に消費税等相 当額を加算した金額をもって貸付料(月額)とします。

9. 入札保証金

入札保証金の納付は免除とします。

10. 入札の無効

次の事項のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- (3) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (4) 予定価格率未満で入札した者の入札
- (5) その他、指定した以外の方法により入札した場合

11. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に行政財産の貸付について契約を締結していただきます。なお、契約保証金は、浦安市契約事務規則(平成8年規則第24号) 第27条の規定によるものとします。
- (2) 正当な理由がなく、指定期日(落札決定の日から7日以内。以下「指定期日」という。)までに契約を締結しない場合、又は、指定期日までの間に契約締結辞退届 (様式5)が提出された場合は、落札者の決定を取り消し、入札貸付料率の高い 順に契約交渉を行います。
- (3)(2)により落札者の決定を取り消された者 {指定期日までの間に契約締結辞退届 (様式5)が提出された者は除きます。}は、その事実があった日から2年間において、本市が実施する自動販売機設置事業者を選定する入札に参加できなくなるものとします。

12. 入札結果の公表

入札結果につきましては、市ホームページ上にて、その内容(設置場所、落札金額、 落札者)を公表します。

参考

*浦安市東野地区複合福祉施設通所棟自動販売機実績(2台分)(令和6年度)

令和6年度販売実績 令和6年度売上金額

物件番号 1 8, 156 本 1, 132, 460 円 物件番号 2 1, 483 本 203, 780 円

電気料実費徴収額:62,342円(物件番号1・2合計)

※スケジュール

応募の受付期間 令和7年9月22日(月)から

令和7年10月3日(金)午後5時まで

入札参加資格の審査結果の通知 令和7年10月6日(月)

契約の締結令和7年10月下旬(予定)貸付の開始令和7年11月1日(土)